

# 計算書類に対する注記（法人全体用）

別紙 1

平成 31 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 緑風会

1頁

## 1.重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

#### ③リース資産

当法人は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による減価償却を実施している。

### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

### (3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

### (4) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

#### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度に一括して費用処理している。

### (5) 役員退職慰労引当金の計上基準

当法人は、役員退職等慰労金規程に基づき、役員の退職慰労金要支給額を計上している。なお、当年度末の残高はない。

### (6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

## 4.法人が作成する計算書類と拠点区分及びサービス区分

当法人は、(6)に記載する事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業を運営する拠点区分を実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

### (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式）

### (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第 1 号第 2 様式、第 2 号第 2 様式、第 3 号第 2 様式）

当法人では、公益事業ならびに収益事業を実施していないため作成していない。

### (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式）

### (4) 公益事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式）

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

### (5) 収益事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

### (6) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式）

### (7) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

別紙「拠点区分、サービス区分一覧表」のとおりである。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位 : 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,130,722,410	0	0	1,130,722,410
建物	5,347,319,382	963,000	309,093,747	5,039,188,635
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	6,479,041,792	963,000	309,093,747	6,170,911,045

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

固定資産の除売却に伴い、国庫補助金等特別積立金3円を取り崩した。

資産毎の内訳は以下の通りである。

①建物	該当する事項はない。		
②構築物	該当する事項はない。		
③機械及び装置	・桜田の里	電磁調理器の除却による取崩額	1円
④車輌運搬具	該当する事項はない。		
⑤器具及び備品	・桜田の里	業務用生ゴミ処理機の除却による取崩額	1円
	・マリアンヌ	テレビの除却による取崩額	1円

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	917,567,010円
建物（基本財産）	4,238,831,446円
計	5,156,398,456円
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。	
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	2,018,658,000円
計	2,018,658,000円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位 : 円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	9,193,734,903	4,154,546,268	5,039,188,635
建物（その他固定資産）	289,280,469	136,897,109	152,383,360
構築物	606,215,521	335,698,454	270,517,067
機械及び装置	117,706,404	85,726,910	31,979,494
車輌運搬具	177,165,052	162,534,269	14,630,783
器具及び備品	776,743,769	647,415,218	129,328,551
有形リース資産	3,952,800	3,821,040	131,760
合 計	11,164,798,918	5,526,639,268	5,638,159,650

**9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当する事項はない。

**10.関連当事者との取引の内容**

該当する事項はない。

**11.重要な偶発債務**

該当する事項はない。

**12.重要な後発事象**

該当する事項はない。

**13.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

## (1) リース取引関係

## ①ファイナンス・リース取引

## (ア) 有形リース資産の内容

サーバー、パソコン（器具及び備品）である。

## (イ) 無形リース資産の内容

介護記録請求システム（ソフトウエア）である。

## (ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。